

町長施政方針

■ はじめに

本日ここに、令和6年度当初予算をはじめ関連諸議案を提案し、ご審議いただくにあたり、新年度における町政運営の基本方針と主な施策の概要を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、新年から石川県能登地方を中心とするマグニチュード7.6、最大震度7という非常に大きな地震が発生し、津波も押し寄せ、甚大な被害が発生するという事態となりました。この地震でお亡くなりになられた方々には心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様にはお見舞いを申し上げます。

全国から災害救助や支援の協力体制が敷かれ、町議会及び町からも1月7日から支援物資の提供や職員派遣による協力をさせていただいております。現在、発災から約2か月が経過し、支援や生活インフラの復旧等も順次進められておりますが、まだ避難生活を送っておられる方が多数おられますので、今後も、県及び関係機関と連携し、引き続き災害救助等について協力してまいりたい所存です。

一日も早く、復興がなされ、日常の暖かな暮らしができることをお祈り申し上げます。

さて、令和6年度は、「第5次広陵町総合計画」がスタートして3年目となります。基本構想に掲げました7つの基本目標の実現に向け実施してまいります各施策及び事務事業をしっかりと効果検証し、費用対効果を向上させる必要があると益々感じているところであります。

本町はこれまで、町内外から「住み続けたい町」として一定の評価をいただき、人口約3万5千人を維持してまいりましたが、近い将来において、本格的な人口減少に直面することから、職員の意識改革や民間事業者並びに多様な団体との連携によるまちづくりを実践し、限りある資源を有効に活用することで、さらに住みよいまちをめざしてまいります。

また、令和7年には広陵町施行70周年になります。多くの人々によって刻まれてきた町の歴史を大切にし、後世に伝えながら、まちの未来をさらに輝かしいものとするため、総合計画のキャッチフレーズ「be Happy」～未来につながるまち 広陵～の実現に向けて、職員と一丸となって取り組んでまいります。

■ 予算編成の概要

それでは、令和6年度の予算編成概要について、ご説明申し上げます。

一般会計の予算規模は、163億1千万円で、前年度から28億

6千万円、対前年度比で21.3%増となりました。

歳入では、定額減税の影響により町税を39億7千973万円で、対前年度比5.1%減、地方特例交付金を3億4千187万円で、対前年度比412.8%増を見込んでおります。また、国からの普通交付税を29億6千万円で、対前年度比3.9%増、国庫支出金を24億3千637万円で、対前年度比25.0%増を見込んでおります。なお、臨時財政対策債を除く町債は、26億3千730万円で、対前年度比174.4%増を見込んでおります。

一方、歳出では、人件費を23億7千449万円で、対前年度比2.5%減、介護給付費などの扶助費を34億4千38万円で、対前年度比12.0%増、普通建設事業費を39億8千533万円で、対前年度比135.5%増で計上いたしました。

令和6年度の予算編成に当たりましては、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和4年度決算において臨時財政対策債の発行可能額の減少等により92.0%と、前年度より0.5ポイント悪化しており、依然として高い水準で推移しております。令和6年度はごみ処理関係施設等の整備事業に要する費用がピークを迎え、その財源は起債に頼らざるを得ず、将来にわたり多額の債務を抱えることが見込まれることから、経常経費については削減に努めるとともに、主要事業を精査いたしました。なお不足する財源2億7千393万円につきましては、財政調整基金を取り崩して

の編成となっております。

次に、国民健康保険をはじめとする5つの**特別会計**の予算額は、総額で72億4千646万円、前年度から412万円、対前年度比で0.1%の減となっております。

国民健康保険特別会計では、県単位化が図られ、県が示す納付金額を保険税に求めることとなり、令和6年度からは県内市町村において保険税の完全統一での運営が開始されます。

後期高齢者医療特別会計では、奈良県後期高齢者医療広域連合と密に連携し、住民の皆様の窓口としての役割を果たしてまいります。

介護保険特別会計では、第9期介護保険計画期間の介護保険サービス等事業量に基づいて、介護保険料標準基準額を月額6,000円と設定いたしました。住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるための地域包括ケアシステムの深化・推進をはじめ、多様なニーズに対応した介護保険サービスの充実化や、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向け取り組んでまいります。

墓地事業特別会計では、町営石塚霊園内において、これまで1千194区画の一般墓地を整備してまいりました。しかしながら近年

は、将来における墓地の管理、承継に不安を抱く方が増えていることから、令和元年度に合葬墓の整備を行いましたところ、現在までに、生前予約を含めて76件のお申し込みを受けており、53柱の納骨をされておられます。今後さらに少子高齢化が進むことに伴い、合葬墓を希望される方が増えることが予想されておりますので、引き続き多様化する町民ニーズに応えてまいりたいと存じます。

また、水道事業及び下水道事業の公営企業会計の予算は、水道事業につきましては、収益的収入が8億6千323万円で、対前年度比5.9%の減、収益的支出が9億円で対前年度比0.1%の増となっております。老朽管路の計画的な更新として、引き続き、災害時の避難所への安定給水のため、避難所までの重要給水管路の耐震管への更新を進めてまいります。

下水道事業につきましては、収益的収入が11億6千202万円で対前年度比0.8%の減、収益的支出が10億7千662万円で、対前年度比3.5%の増となっております。下水道の普及率は98.5%で、ほとんどの家庭で利用可能となっておりますが、老朽管路の不具合が顕在化していることから、ストックマネジメント計画に基づき、問題のある下水道管を計画的に修復する管更生工事を進めてまいります。

■ 基本方針と主な施策の概要

さて、昨年12月に政府が閣議決定した「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、引き続き、「新しい資本主義」の旗印の下、社会課題解決に向けた取組それ自体を成長のエンジンに変えることによって、民間需要主導の持続的な成長とデフレからの脱却、「成長と分配の好循環」の実現をめざす。と記されています。

その中には、「持続的に成長できる経済構造の構築に向けて、令和5年12月26日に閣議決定された、2023年改訂版「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を推進するとともに、「デジタル行財政改革」を起動・推進し、利用者起点に立って、デジタル技術の社会実装や制度・規制改革に取り組む。(中略) 経済財政運営においては、(中略) 政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、単年度主義の弊害を是正し、国家課題に計画的に取り組む。データを活用したEBPMやPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出(ワイスペンディング)を徹底する。」と記されており、本町では、令和5年度に策定した「広陵町DX推進計画」に基づき、従来型の手法にとらわれない、新たな手法やデジタル技術の活用を検討することで、町民の皆様の福祉向上・利便性の向上をめざし、併せて、第5次広陵町総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向け、各施策に取り組んでまいります。

令和6年度の重点施策につきましては、私が本町のまちづくりとして掲げております3つの重点項目に沿って、その概要を申し上げます。

重点項目の1つ目『**豊かな町**』の実現について申し上げます。

町民皆様の暮らしの豊かさに直結する事業として、適切なおみ処理やインフラ整備が挙げられますが、おみ処理につきましては、クリーンセンター操業期間満了により近隣市町、民間施設での処理をお願いし、令和7年に完成予定の天理市での新施設完成まで、皆様の暮らしに影響を与えることのないよう、取り組んでまいります。

また、皆様の暮らしに欠かせない水道インフラにつきましては、人口減少に伴う給水収益の減少と施設老朽化による更新需要の増加という、2つの困難な課題に直面しており、奈良県営水道と関係市町村が連携し、施設の統廃合や経営基盤の強化を図ることが必要であります。

昨年2月に奈良県広域水道企業団の設立に向けた基本協定を締結しており、現在、締結市町村が連携して、令和7年の経営統合に向けた諸問題につきまして、より具体的な検討協議を進めております。

町といたしまして、住民サービスの充実強化を図る取り組みを進めるとともに、引き続き詳細を議会並びに町民の皆様へ報告させていただく所存であります。

農業振興につきましては、今後、高齢化や人口減少による農業者

の減少や耕作放棄地の増加が懸念されることから、令和3年度に実質化した「人・農地プラン」を基に、全地域において「地域計画」を策定し、農業を維持してまいります。

また、産業振興につきましては、近畿経済産業局の地域ブランドに選定いただいた「広陵くつした」のブランディングでは、2025年の大阪・関西万博も視野に入れ、町の知名度向上をめざし取り組んでまいります。

優良企業の誘致による地域活性化の取り組みでは、箸尾準工業地域で進めております工場用地造成事業につきましては、令和4年度から地区内の道路工事に着手しており、令和5年度から本格的な造成工事を進めております。B地区については令和5年度内の竣工を図り、A地区についても令和6年11月に造成工事を完成させ、年度内に進出企業に工場用地として分譲し、工場建設が進められるよう取り組んでまいります。

中和幹線沿線の大塚地区では、昨年、地権者の皆様に企業誘致に関する説明会を開催し、工場用地として一団のまとまった土地の協力が必要である旨を説明するとともに、サウンディング調査により把握しました、立地を希望される企業に対し、具体的な土地利用の提案を行っております。また、町が整備する地区内の幹線道路の基本設計を実施いたしました。令和6年度以降は、各企業の本格的な進出に向けまして、関係機関と調整を図ってまいります。

次に、重点項目の2つ目『安全な町』の実現について申し上げます。

南海トラフ沿いを震源域として、今後30年以内にマグニチュード8以上の巨大地震が発生する確率は、70%から80%とされております。

「災害は忘れた頃にやってくる」今一度この言葉を胸に、すべての町民の皆様に日頃からの備えをお願いしてまいります。

地震のハザードマップやため池のハザードマップ、避難の啓発等が書かれた総合ハザードマップを作製し、目的別に見ることができるよう更新いたします。

木造家屋の密集する町道において、地域との協働により、防災機能を持つ基幹生活道路の整備を図る「防災100年計画」につきまして、昨年、モデル地区である足相区及び大垣内区において測量調査を実施いたしました。令和6年度から早期に着手できる区間において一部拡幅工事をしてまいります。

また、洪水時に本川への合流点付近の低地部で内水氾濫による被害が頻発する、広瀬川、古寺川、馬見川では、氾濫水を貯留し被害を軽減する調整池の整備を進めております。令和4年度の工事で確保できた広瀬川及び古寺川の暫定の貯水量により、令和5年6月の豪雨時に床上浸水を防ぐ大きな効果を確認できました。古寺川は令和6年度の完成をめざすとともに、他2河川についても早期完成に

向けて工事を推進してまいります。

また、令和5年度も高齢者が行方不明となり捜索を行うという事案が昨年度に比べて増加しました。令和5年度は、実験的に特定の小学校を対象として、デジタルを活用した見守り事業を実施して参りましたが、令和6年度に本格導入することとしており、全小学校の全児童に対し、BLEタグの配布が完了する予定です。

併せて、町内の主要箇所に受信機を設置すること並びに見守りアプリの導入を促進させることで、町内の見守りネットワークの構築を強化するとともに、近年高齢者が行方不明となり捜索を行う事案が増加していることから、高齢者等への展開も検討してまいりたいと考えております。

コミュニティバス「広陵元気号」につきましては、新型コロナウイルスの影響による社会変容、利用者の高齢化による移動ニーズの変容により、利用者が減少しておりましたが、令和3年度に策定いたしました、本町の公共交通施策のマスタープランとなる「広陵町地域公共交通計画」に基づき、令和5年7月から新たな公共交通として、予約に応じた運行を行う自家用有償旅客運送「のるーと広陵元気号」を導入いたしました。今後も、既存の鉄道・路線バス・タクシー、広陵元気号中央幹線、のるーと広陵元気号を含む公共交通ネットワークを確保し、持続可能な公共交通の実現をめざしてまいります。

次に、重点項目の3つ目『**元気な町**』の実現について申し上げます。

就学前の多様化する教育・保育需要への対応といたしまして、東校区において、令和8年4月に社会福祉法人広陵福祉会が運営する「ときわ広陵こども園」を開園すべく、令和6年度から、旧交通公園の解体・造成、建築工事が実施されます。町としても法人と協力しながら、事業の実施を進めてまいります。

まちの健康づくり施策としましては、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響による体力の低下や転倒予防などを改善すべく「骨折ゼロのまち」として、歩くことやフットケアなどを全世代にアプローチして参ります。特に健康無関心層の方の行動変容を強化するために、協定を締結しておりますプロサッカークラブの大分トリニータや奈良クラブと連携し、関心を高められるよう取り組んでまいります。

積極的に産官学連携や庁内連携も図り、まち全体の健康度をさらに高めていけるよう、魅力ある事業を実施し、発信してまいります。

また、こども政策につきましては、令和5年11月25日に今後「こどもまんなかアクション」に取り組み、こどもが健やかで幸せに成長できるまちをめざす「こどもまんなか応援サポーター宣言」を議会、若者議会、教育委員会とともに行いました。

令和6年度におきましては、この宣言に基づき「子育て支援の充

実」や「こどもの居場所づくり」などに取り組むべく、福祉部門のこども局で行っていたこども政策を教育委員会へ移行する組織改正を行います。

これにより、必要な方に切れ目のない支援が行えるなど、子育て支援につきましても強化が図られるものであると考えます。

今後も、子ども・子育て世帯に寄り添い、明るい子どもの声が響く「元気な町」を体現してまいります。

■ むすびに

以上を、令和6年度における町政運営の基本方針と主な施策の概要とさせていただきます。なお、当初予算及び関連諸議案につきましては、予算書及び関係資料を基に、それぞれ担当職員が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

令和6年は、干支は甲辰(きのえ・たつ)で、甲(きのえ)は、よろい(鎧)の意味で、うろこを付けた草木の芽が、その殻を破って、頭を出したという象形文字だそうです。これを人事に適用すると、旧体制が破れて、革新の動きが始まる、ということになるというそうです。今までの慣習等にとらわれず、革新の動きを進めよということになります。

そして、辰という文字は、12支の5番目で、動くとか振るうと

か活動するという意味があり、殻を破って革新の動きをとるべきだということだと思います。地震の震も雨がんむりに辰と書きますので、地殻変動により大きな揺れが生ずるという事になります。人間社会に置き換えてもいつまでも同じことを行っていると、内部エネルギーのはけ口がなくなり、究極大きな揺れが生ずることになりますので、我々の仕事、体制の在り方についても定期的に見直す必要があるということではないかと考えます。

これは、まちづくりにも通じるものがあり、町民の皆様の提案、意見に耳を傾け、しっかりと議論をしていただき、納得できる方向に導いていく必要があるということだと感じています。

ごみ処理をはじめ、防災、福祉、教育、どの施策をとりましても事業を推進、改善して参るには町民の皆様との対話が不可欠です。自治基本条例の理念にある「参画と協働」、これは人と人とのつながりを大切にし、豊かな町づくりを進めようというものです。

対話を積極的に行い、関係性を大事にすることや、地域間のコミュニティを大事にすることが、あたたかな政策を育み、あたたかなまちへと発展させることができると信じております。

これからも、町民の皆様に信頼していただけるよう、あたたかな政策を展開し、広陵町をさらにより良いまちへと発展させるために尽力してまいりたいと存じます。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和6年度の町政に臨む、私の施政方針といたします。

教育長施政方針

「教育は国家百年の大計」と言われ、人材育成こそが国家の要であり、また長期的視点で人を育てることの大切さを説いた名言として知られています。教育というものは目先のことだけを考えるのではなく、目に見えないほど遠くにある目標をしっかりと見すえて行わなければならないと思います。

広陵町教育大綱の教育理念には「輝く未来のために ともに学びつながり合う いい人づくり」を謳っています。

広陵町に生を受け、育ちゆく子どもたちに対して、その教育理念の実現をめざす「望む人間像」として、広陵町教育振興基本計画には3つの基本方針を設定しています。

それらの基本方針を実現するために、令和6年度から中・長期的な視野に立って、新たな施策として真美ヶ丘地域の義務教育学校化を進めていきたいと思っています。奈良県内でも義務教育学校化は進んでいますが、ほとんどが山間部を中心とする少子化による消極的な義務教育学校化です。しかし、私は真美ヶ丘地域を文教地域と考え、子育て支援や教育を実施するこども園、小学校、中学校のすべてを包括し、0歳から15歳までの子どもたちが集う、「こどもまんなか社会」を実現する積極的な義務教育学校を創設できればと考えています。具体的な内容はこれからの検討となりますが、私の想

いとしては、現在の真美ヶ丘中学校の敷地に、官民連携による施設とともに「こども園」を含む複合的な義務教育学校を創設・整備できればと思います。

また、広陵町で生まれ育ちゆく子どもたちは、0歳から18歳までは広陵町に在住していると思います。彼らの保育や教育については一貫通貫的に、0歳からの子育て支援とともに、保育園、幼稚園、こども園での就学前教育、そして小学校、中学校、高等学校での学校教育によって「人づくり」を担っています。そのために、令和6年度より、けんこう福祉部にあったこども局を教育委員会事務局教育振興部に編入するとともに、新たに子ども子育て関連施策の総合調整等を担う「こども政策課」を設置し、先ほどお話しした「こどもまんなか社会」の実現をめざし、様々な施策を展開していければと考えています。

特に、子育て支援や就学前教育、学校教育での「郷土を愛する心」の育成によって、18歳を過ぎてから一旦、広陵町を離れたとしてもいずれは「培われた郷土愛」により「やっぱり広陵町は住みやすくっていい町だ」と戻ってきたいという心情も育みたいと思っています。

さらには、学校教育を終えた後の生涯学習として、健康の維持増進を進めるスポーツ活動や図書館活動、文化財保存と活用など文化芸術の振興においても、地域との絆・つながりを大切にしながら、

町民の皆さまと共に施策を進めたいと思います。

それでは、具体的な取組について順次説明させていただきます。

まずは、真美ヶ丘中学校区における学校施設等再編基本構想を策定いたします。これは、短期（認定こども園整備事業）、中期（保育園・幼稚園除却事業）、長期（学校再編事業）における、各事業を行うために必要な基礎資料を作成し、第2次広陵町人口ビジョン等に基づく基本構想を策定するものです。

次に特別支援教育を核として、誰一人取り残さない支え合いの学びの場の構築を進めていくため、インクルーシブ教育推進事業の拡充に取り組んでまいります。

具体的には、令和5年度にモデル校2校を対象として、特別支援教育関係の指導水準向上のために民間福祉事業者を活用し、作業療法士等の専門職が学校訪問により学習の後方支援を実施しましたが、令和6年度からは町内全ての小学校を対象とします。

このことと併せまして、特別な教育ニーズのある児童生徒の支援及び指導水準のさらなるベースアップと内容の充実、小学校から中学校への円滑な進学へと結びつけることを意図して、新たに全ての町立小中学校において教育支援ソフトを導入し活用します。

この教育支援ソフトは、すでに令和5年度から全ての町立小中学校にトライアル導入しており、支援方法や教材活用の実践例などが

ら相応の成果が見られ、令和6年度から本格運用とします。

特別な教育ニーズのある児童・生徒の支援及び指導方法の見立てや教材研究に極めて有益であり、指導力のベースアップを期待するものです。

加えて、ご承知いただいておりますとおり、昨今不登校傾向にある児童・生徒の増加に対して、できうる対応を実施している状況です。このことについては、学校との連携をさらに強化し、保護者との面談等を経て、先の民間福祉事業者を活用して専門職による家庭への訪問支援に取り組み、一人でも多くの子どもたちが学校へ足が向くよう、様々な支援に努めたいと思います。

また、令和5年度から導入しております、学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等を法的に解決する弁護士によるスクールロイヤー制度についても、適時に法的観点からの助言を得られ、学校がとるべき方向性が明確になり、教員の対応時間軽減による子どもと向き合う時間の確保にもつながっているため、令和6年度以降も継続して実施してまいります。

次に、教員の児童生徒に向き合う時間や教材研究のための時間の確保、業務負担の軽減を図るため、令和6年度から教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を小中学校に配置し、教員の働き方改革を推進します。

学習環境面につきましては、学校における水泳授業の民間委託事

業を真美ヶ丘中学校で実施します。これにより、天候に左右されないプールでの授業や専門資格を有する指導者による質の高い効果的な授業を実施できることで、生徒の泳力向上をめざします。

次に子育て支援につきましては、国の動きといたしまして、令和5年4月にこども家庭庁が発足し、令和6年4月には改正児童福祉法が施行されます。本町におきましては、国の動きに合わせてとともに、「こどもまんなか応援サポーター宣言」の趣旨でもあります子育て支援を充実させる手立てとして、特色のある子育て施策の実施を進めてまいります。

また、国においては、こども基本法に基づき、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を令和5年12月に閣議決定されました。

本町におきましても、「こども大綱」を踏まえ、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすため、本町のこども施策を総合的に推進する方針を定めた「市町村こども計画」を令和6年度から2カ年かけて策定いたします。

次に、幼保こ小の連携といたしまして、就学前教育から小学校へ移行できるよう、令和5年度から「広陵町架け橋プログラム推進委員会」を設置し、「架け橋期カリキュラム」の開発における基盤づく

りを行いました。令和6年度につきましては、フェーズ2といたしまして、「架け橋期カリキュラム」の検討・開発を行ってまいりたいと考えます。

今後も、こども局を教育委員会に編入したメリットを最大限に活かし、施策を推進してまいります。

次に、生涯学習分野におきましては、「広陵町の文化芸術推進基本計画」のもと、「人権としての文化権」を基本に、町民主体の文化芸術活動をすすめて、多方面の主体と連携・協働することにより、誰もが文化芸術に触れ、心豊かで活力あふれる町民主体の文化芸術のまちづくりを推進いたします。

また、社会や日常生活上の課題の解決や社会包摂に対応するため、町民主体の学習活動を一層促進してまいります。

青少年健全育成の取組としましては、関係団体、学校、地域、家庭が一丸となり、青少年を取り巻く今日的課題を分析し、現在社会に即した取組を進めます。

また、社会教育団体と連携し、社会教育委員会が進めるシビックプライド形成事業を支援してまいります。人権教育につきましては、今なお多くの人権問題が存在し、その内容は多様化・複雑化しております。奈良県や北葛城郡の人権教育推進連絡協議会と連携しながら、人権を尊重し、あらゆる差別を許さない精神と行動を根付かせるよう、人権教育を進めてまいります。

次に、中央公民館としましては、施設の適正管理と有効活用を進めながら、各世代の学習ニーズに即した特色ある講座・教室の開催や指導者の育成、関係団体の育成など、町民主体の学習活動を一層促進するとともに、誰もが文化芸術に触れ、連携・協働することで、心豊かで活力あふれる町民主体の文化芸術の振興を推進してまいります。

続いて、社会スポーツにおきましては、近年のスポーツを取り巻く生活環境の変化を踏まえ、一人でも多くの町民がそれぞれのライフスタイルに応じたスポーツ活動を楽しむことができ、日々の暮らしの中に定着させることができる新たな環境づくりに努めてまいります。

その一環として、本町スポーツ協会が実施するさまざまな事業に加え、地域住民が自主的な運営をめざす総合型地域スポーツクラブ「一般社団法人 広陵ステーションプラス1クラブ」について、施設利用に関する支援をさらに進化することができるよう、会員の増加に向けた魅力あるプログラムの開発について支援を行い、町民の幅広い健康づくりのための取組となるよう配慮してまいります。

また、令和4年度からは、これまでの町民体育祭の実施形態を変更し「広陵町スポーツフェスティバル」として開催しており、ルールも簡単で誰もが親しみを持って気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりの一助となるような行事となりました。これからも本事業の充

実に向けて新たな競技内容の企画・立案に努めてまいります。

町内スポーツ施設の管理体制といたしましては、公共施設の長寿命化計画等に基づき、施設の安全性の確保や利用促進を見据えた適正な維持管理・改修等に努めるとともに、防災拠点としての環境整備事業の継続を推進しながら、管理運営体制の充実を進め、有効活用を図ってまいります。

また、スポーツ施設の使用料につきましては、協議、検討を重ねた結果、令和5年度から使用料の改定を行っており、引き続き町民の皆様に幅広く周知を行い、丁寧な説明と対応に努めてまいりたいと考えます。

次に図書館でございます。

まず第一に、図書館にとっての責務である情報の収集・提供・保存・発信を行うため、基本的な図書館業務の充実とともに、全ての世代の方に利用していただき、交流の場となるよう、施設の整備と来館機会の創出に努めてまいります。

昨年照明を全てLEDに交換したため、大変明るい環境になりました。施設の定期的なメンテナンスを継続し、安全で快適な環境づくりを行ってまいります。また、しばらく休店しておりましたカフェスペースは新しくなり、マルシェ開催も再開しており、これからカフェと協働して賑わいの場、新しい交流の場を創出してまいります。

図書館では、読書機会拡充のため、身近に本のあるスペースがあ

り、本を気軽に手に取ることができ、本があふれるまちをめざす「広陵町まちじゅう図書館」事業を進めております。

また、町内全小中学校と図書館システムの連携が完了し、子どもたちを対象に図書館資料の利用が始まっております。学校内での児童生徒への読書推進と共に、今後は、地域の図書館窓口として住民の方にも利用していただけるよう体制を整えてまいります。

さらに、学校以外でも地域公民館や商業施設などに、本のあるスペースを設置し、読書できる場をまちじゅうに拡げてまいります。

図書館に来館できなくても読書をしていただけるよう、時間や場所を気にせず、いつでも利用できる電子図書コンテンツの充実を図り、電子雑誌や学校での活用についても広く周知し、より多くの方に利用していただきたいと考えております。

本を読むことや読書習慣を身に付けることは学びの基礎であり、生きていくうえで大切な力を育みます。生涯を通してさまざまなライフシーンにおいて、本が身近にあり、読書を楽しむことができ、情報を確実に入手できるよう、「いつでもどこでもだれでも」を常に念頭に読書環境整備に努めてまいります。

次に、文化財関連ですが、保存・保護と利活用の両側面から取り組み、広陵古文化会には文化財の保護を、広陵町文化財ガイドの会には文化財の啓発を行っていただいております。適切な支援を行う中で町民との協働による文化財の保護・啓発を推進します。

また、大字所有の「だんじり」の修理、祭礼の記録保存や継承につきましても、文化庁の文化遺産総合活用推進事業を活用して行っており、令和6年度は平尾を予定しております。特別史跡巢山古墳の整備事業は、文化庁や学識者の指導のもと、引き続き調査及び史跡整備を進めてまいります。その他、民間開発や公共事業に伴う発掘調査についても、適切に対処いたします。

最後に、学校給食でございますが、引き続き、児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな給食を実施してまいります。

また、学校給食は食に関する指導を効果的に進めるための重要な生きた教材であり、地場産物を活用し献立を創意工夫するなど充実させてまいります。

令和5年度を取組としましては、中学校では4月に給食への興味・関心を高めるため、生徒自らが給食に使う物資の選定を行い、それらを給食で提供しました。

小中学校ともに毎月19日の食育の日には、「奈良県の地場産物」を提供し、そのほかに小学校では、毎月「ふるさと給食」として、全国各地の郷土料理を献立に取り入れ、子どもたちに工夫をこらした給食を提供しました。

このような取組が評価され、真美ヶ丘第一小学校栄養教諭の給食献立が「第18回全国学校給食甲子園」において1,079校の応

募の中からベスト12に残り、東京での決勝大会において「優秀賞」を受賞させていただきました。

さらに、広陵北小学校栄養教諭の給食献立についても奈良県内で行われた「令和5年学校給食栄養研究会学校給食献立コンテスト」において、「食文化継承賞」を受賞することができました。

このように本町の給食については高い評価をいただいております。給食を通して子どもたちに様々な食材や未経験の料理を提供し、食育活動へとつなげることができております。

令和4年度から実施している広陵町小・中学校多子世帯給食費支援金交付事業についても継続実施し、さらに令和5年度については、給食材料費の高騰により小学校給食費を月額4,600円に改定させていただきましたが、令和7年度末までは経済支援と周知の経過措置を延長し給食費を4,200円のまま据え置き、400円を町が負担し給食を実施してまいります。

今後も子どもたちの健やかな成長と健康を願い、学校給食の充実に取り組んでまいります。

結びに、「子どもは地域の宝」と申します。

町の将来や地域を担うのは、次代を生きる子どもたちであります。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもたちが、主体となってそれぞれの生活の中で夢や目標を抱き、輝く未来を手に入れ

ることができるよう、心身ともにたくましく成長するために、確かな学力、豊かな心、たくましい心身の育成、そして社会を生き抜く力を身に付けることは、家庭、学校や園そして地域が三位一体となって推進することが重要であります。

また、「教育の不易と流行」という言葉があります。

豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心、人権を尊重する心、自然を愛する心など、どんなに社会が変化しようとも、「時代を超えて変わらない価値のあるもの」としての不易、Society5.0の超スマート社会の実現に向けたICT教育などの「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」としての流行にも柔軟に対応していくことが教育に課された課題でもあります。

今後も子どもたちや町民の「いい人づくり」に向けて、「子どもたちのために」「町民のために」を常に念頭に置きながら、保護者や町民の皆さまからの多様なニーズに真摯に対応するとともに、それぞれの充実と発展に全力をあげて取り組む所存でありますので、重ねて何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、教育関係の主要な事業と施策でございます。

何卒よろしくようお願い申し上げまして、私の本年度施政方針といたします。